

趣 旨

- 人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、平成29年度平均の有効求人倍率が1.54倍となるなど、全国的な雇用情勢の改善や景気好転に伴い、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。
- 人材不足を解消するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組みを通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等の雇用管理改善、生産性向上等の取組みによる助成を通じて、職場定着の促進等を図る。

事業の概要

Ⅰ 中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成

- (1) 中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給(上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円)

Ⅱ 雇用管理制度助成コース

雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度)の導入・実施を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

- (1) 目標達成助成: 離職率低下57万円【72万円】

Ⅲ 介護福祉機器助成コース

介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成

- (1) 機器導入助成: 導入費用25%(上限150万円)
(2) 目標達成助成: 離職率低下 導入費用20%【35%】(上限150万円)

Ⅳ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成

- (1) 制度整備助成: 賃金制度整備50万円
(2) 目標達成助成(1回目): 1年後離職率低下57万円【72万円】
(3) 目標達成助成(2回目): 3年後離職率低下等85.5万円【108万円】

【 】は生産性要件を満たした場合の額

Ⅴ 人事評価改善等助成コース

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る事業主に対して助成

- (1) 制度整備助成: 人事評価制度等を整備し、賃金アップの実施 50万円
(2) 目標達成助成: 離職率低下、賃金アップ、計画認定申請の3年後に生産要件(申請から3年後との比較)を達成 80万円

Ⅵ 設備改善等支援コース

雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」を作成し、当該計画に係る設備投資を行い、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に助成する。

※ 雇用管理改善計画期間は下記ア又はイのいずれかを選択。また、設備投資費用について、5,000万円未満は中小企業のみ対象

ア【雇用管理改善計画期間1年】設備投資費用175万円以上1,000万円未満

- (1) 計画達成助成: 計画開始から1年後、雇用管理改善にかかる目標(賃金アップ等)を達成 50万円
(2) 上乗せ助成: 計画開始から3年後、目標(賃金アップ等)及び生産性の向上を達成 80万円

イ【雇用管理改善計画期間3年】設備投資費用 ①240万円以上5,000万円未満、②5,000万円以上1億円未満、③1億円以上

計画の開始から一定期間経過後に目標(賃金アップ等)及び生産性向上を達成した場合に一定額を支給

- (1) 計画達成助成(1回目): 計画開始から1年後、①50万円、②50万円、③100万円
(2) 計画達成助成(2回目): 計画開始から2年後、①50万円、②75万円、③150万円
(3) 目標達成時助成: 計画開始から3年後、①80万円、②100万円、③200万円

Ⅶ 働き方改革支援コース<新規>

働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業事業主が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成する。

雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)
生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円
(短時間労働者の場合は10万円)

Ⅷ 雇用管理制度助成コース(建設分野)

Ⅸ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

Ⅹ 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の概要

趣 旨

雇用管理改善の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組が有効である場合が多く、団体で取り組むことで、雇用管理改善のノウハウが会員企業に普及される効果が期待されることから、その構成員である中小企業に対して労働環境向上のための事業を実施する中小企業団体を支援し、魅力的な雇用創出を図る。



事業の概要

1 中小企業団体助成コース

改善計画(※1)の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業(※2)を実施した場合に、要した費用の2/3を支給(事業期間は1年間、1回に限り延長可。上限額は団体の規模に応じて600万円～1,000万円)。

※1 改善計画

中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合等が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画。助成金を受けるためには、都道府県知事から改善計画の認定を受けることが必要。

※2 労働環境向上事業

傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するため、労働環境の向上を目指して実施する1年間の事業。次の①から③に該当するものをいう。

- ① 計画策定・調査事業・・・事業に取り組む上での計画の策定、課題を把握するための事業
(例:雇用管理実態調査、従業員意識調査)
- ② 安定的雇用確保・職場定着事業・・・募集・採用などの人材確保、職場定着に係る諸問題の改善を図る事業
(例:募集・採用ガイドブック、合同説明会、募集採用ポスター、職業相談事業等)
- ③ モデル事業普及活動事業・・・②で実施した事業の効果を把握し、成果・ノウハウを他の事業所へ普及する事業
(例:モデル事業説明会、雇用管理担当者向けセミナー)

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）

概要

事業主が雇用管理改善につながる事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入・実施し、雇用管理改善と離職率低下を実現した場合に助成する。

雇用管理制度整備計画の認定申請

都道府県労働局
の計画認定

雇用管理制度整備計画 【制度導入・実施】

○制度導入
就業規則等に規定、制度を導入

評価・処遇制度

健康づくり制度

メンター制度

研修制度

短時間正社員制度
(保育事業主のみ)

事業主が
いずれか1つ以
上の制度導入

通常の労働者に対して制度を実施

※短時間正社員制度は、労働者に対して制度を実施

計画期間終了後から1年

目標達成助成

○離職率の低下

57万円
(生産性要件を満たした
場合は
72万円)

※生産性要件は支給申請時と、その
3年前の生産性を比較

人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）

概要

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善や離職率の低下が図られた場合に助成する。

（1）機器導入助成

介護福祉機器を導入した場合、導入費用の25%（上限150万円）を助成。

（2）目標達成助成

機器導入前に策定する導入・運用計画において、計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標の設定を義務付け、当該目標を達成できた場合に、（1）の助成に加え、導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）を助成。

助成金の対象となる介護福祉機器

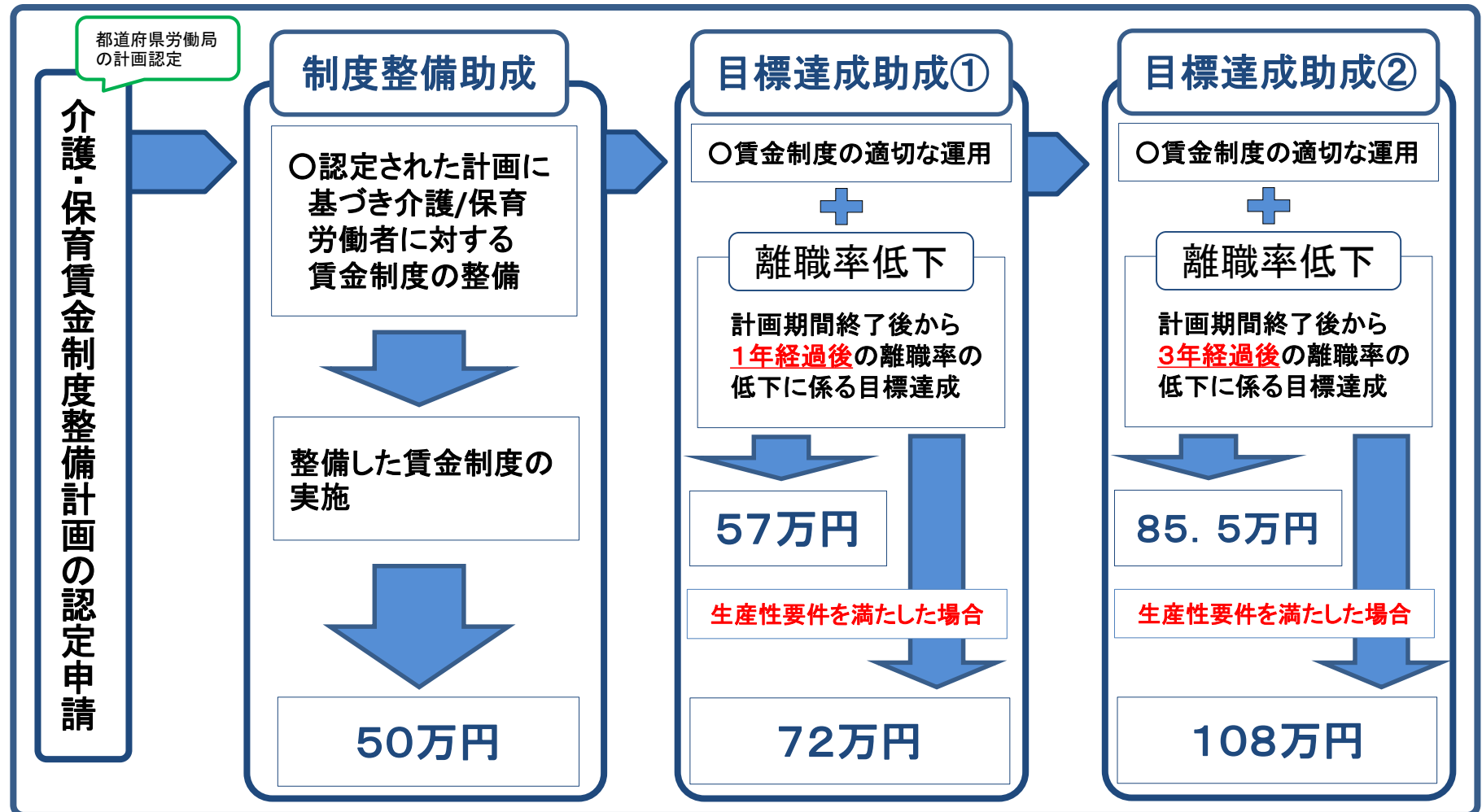
介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので1品10万円以上であることが必要。

1. 移動・昇降用リフト（立位補助機、非装着型移乗介助機器を含む。）
2. 装着型移乗介助機器
3. 自動車用車いすリフト
4. エアーマット
5. 特殊浴槽
6. ストレッチャー

人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）

概要

介護/保育事業主が、労働協約または就業規則を変更することにより、介護/保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成する。



人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

概要

能力評価を含む人事評価制度を整備し、年功序列や定期昇給のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成する。

人事評価制度等整備計画の認定申請

都道府県労働局
の計画認定

制度整備助成

- 生産性向上に資する人事評価制度の整備
- 2%以上の賃金アップを含む賃金制度の整備

整備した人事評価制度等に基づく2%以上の賃金アップの実施

50万円

目標達成助成

- 引き続き、整備した人事評価制度等に基づく2%以上の賃金アップ
- 離職率の低下



生産性の向上

人事評価制度等整備計画の認定申請時と、その3年後を比較

80万円

人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

処遇改善等雇用管理改善を図るため、事業主がICT化、自動化装置等ハード面の整備により、事業所内の生産性の向上を図ることが考えられる。このような取組を促進するため、上記のような設備投資により生産性向上を図り、雇用管理を改善した事業主に対して助成する。

雇用管理改善計画の策定

【A計画期間1年】

- 事業所の特徴に応じた雇用管理の改善に関する目標【賃金上昇率等】

雇用管理改善計画の開始から1年

都道府県労働局の計画認定

計画達成助成（1回目）

計画の開始から1年後に計画開始前と比べて、雇用管理の改善に関する目標（賃金上昇率2%以上等）を達成した場合、一定額を支給。（※）

2年後

上乗せ助成

計画の開始から3年後に計画開始前と比べて、賃金上昇率6%以上等及び生産性の向上6%以上を達成した場合、上乗せ助成として一定額を支給。（※）

雇用管理改善計画の策定

【B計画期間3年】

- 事業所の特徴に応じた雇用管理の改善に関する目標【賃金上昇率等】
- 事業所の生産性の向上に関する目標【3年間で6%以上】

雇用管理改善計画の開始から1年

都道府県労働局の計画認定

計画達成助成（1回目）

計画の開始から1年後に計画開始前と比べて、雇用管理の改善に関する目標（賃金上昇率2%以上等）及び生産性の向上0%以上を達成した場合、一定額を支給。（※）

1年後

計画達成助成（2回目）

計画の開始から2年後に計画開始前と比べて、雇用管理の改善に関する目標（賃金上昇率4%以上等）及び生産性の向上2%以上を達成した場合、一定額を支給。（※）

1年後

目標達成時助成

計画の開始から3年後（計画の終期）に計画開始前と比べて、当該計画の雇用管理の改善に関する目標（賃金上昇率6%以上等）及び生産性の向上6%以上を達成した場合、目標達成時助成として一定額を支給。（※）

金融機関からの融資（雇用管理改善計画に係るものを含む。）を受けた申請事業主が希望する場合は、労働局が金融機関に事業性評価を依頼、金融機関の事業性評価を1、2回目の計画達成状況の生産性向上についての審査の際に加味する。

（※）設備投資額と計画目標の達成に応じて定額を助成

（注）5,000万円未満については中小企業のみを対象

計画期間	設備投資費用	1年後	2年後	目標達成時助成	総額
A 1年	175万円以上1,000万円未満	50万円	—	80万円（上乗せ助成）	130万円
B 3年	240万円以上5,000万円未満	50万円	50万円	80万円	180万円
	5,000万円以上1億円未満	50万円	75万円	100万円	225万円
	1億円以上	100万円	150万円	200万円	450万円

働き方改革関連法の施行に伴い人員増した中小企業に対する助成について

- 働き方改革に取り組む事業主であって、雇用管理改善に努める者の中には、労働者一人当たりの労働時間の削減と同時に、新たに人員確保が必要となる企業もある。特に中小企業では人手不足感も強く、人員に余裕がないことが多い。このため、働き方改革法においては、中小企業における労働時間の上限規制に関する規定の施行時期を1年延期(平成32年4月)するとともに、中小企業への配慮に関する規定を設けているところ。
- 中小企業の中でも、労働時間の上限規制に対応するために強力な後押しを必要とする者など、実情に応じたきめ細やかな対応が必要な者が存在することから、こうした者について働き方改革に取り組む企業の人材確保にかかる助成を行う。

対象事業主

- 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)の支給を受けた事業主であること
- 新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善のための計画を策定し、人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ事業主であること

助成額

雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)※10名までの人員増を上限とする生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成する

<支給のイメージ>

